

市政記者クラブ 様

令和2年9月4日（金）
健康福祉局健康部感染症対策室
担当：松本（直）・庄田
電話：972-2631（内線2631）

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への 配食サービスを実施します

標記のことにつきまして、新型コロナウイルス感染症患者のうち自宅療養をすることとなった方に対し、感染拡大防止の観点から、外出せずに自宅療養に専念していただくため、下記のとおり配食サービスを実施します。

記

1 対象者

新型コロナウイルス感染症患者のうち、やむを得ず自宅療養をする方で、配食サービスの利用を希望する方

2 食事及び配達方法について

- (1) 常温食（アレルギー対応、軟食対応可）。お茶等の飲料あり。
- (2) 療養期間中、1日3食を2回（昼食、夕食・朝食）に分けて毎日配達。
- (3) 受け渡しは、直接対面せず、事業者が食事を玄関前に配置したのち、対象者へ電話連絡します。また、食事容器は、使い捨てのものを使用します。

3 事業開始日 令和2年9月7日（月）

4 その他

- (1) 利用者負担はありません。
- (2) 委託事業者につきましては、自宅療養をする方への配慮の観点から非公表とします。
- (3) その他、自宅療養をする方が、外出以外の手段で最低限必要な生活用品等を調達できない場合に備え、応急の生活用品、食料品を各保健センターに備蓄します。

<参考> 食事イメージ

朝食



昼食



夕食

